



平成 26 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名	リゾートトラスト株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 伊藤 勝康
コ ー ド 番 号	4681 東証・名証第一部
問 い 合 わ せ 先	執行役員 経営企画・IR室長 相 川 千 絵
電 話	052-933-6519

株式給付信託（BBT）の導入（一部変更、詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 13 日付で「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といい、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 40 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において役員報酬として決議されましたが、本日開催されました取締役会において、本制度に基づく当初信託する金額について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、平成 25 年 5 月 13 日付「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」以降に、株式給付信託（BBT）の商品改善見直しにより、スキームの変更が以下 2 点ございました。①本信託内にある当社株式の議決権については、既に信託設定済の従業員を対象とした株式給付信託（ESOP）に係る議決権行使に準ずる方法から議決権一律不行使とする方法に変更。②本信託終了時に剰余株式がある場合は、従業員を対象とした株式給付信託（ESOP）に無償譲渡する方法から委託者である当社に無償譲渡する方法に変更。併せて本日開催されました取締役会で上記 2 点の変更を承認致しました。なお、この見直しに伴う検討や手続きの確認等に多く日数を要したため、予定していた信託契約の締結日、金銭を信託する日、信託の期間の開始日に変更となりました。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 4,236,452 株（平成 26 年 1 月 31 日現在）のうち 565,200 株（999 百万円相当）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「株式給付信託（BBT）に係る第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

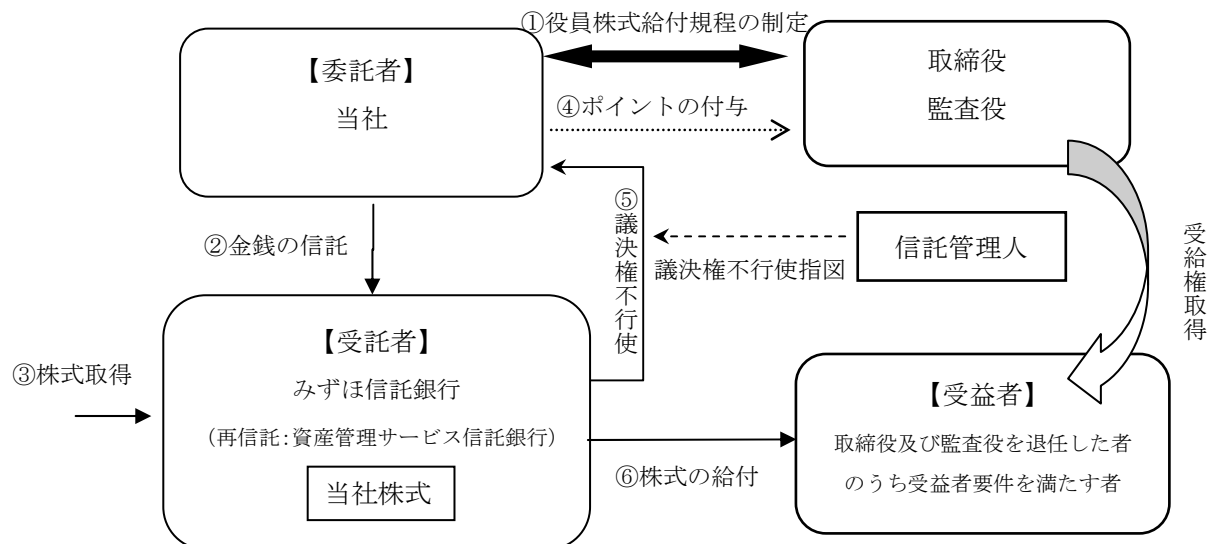
記

1. 当初信託する金額：999,838,800 円
2. 本信託契約の概要
 - (1) 名称：株式給付信託（BBT）
 - (2) 委託者：当社
 - (3) 受託者：みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、平成26年3月3日（予定）に資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

- (4) 受益者：当社の取締役及び監査役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人：社外の弁護士（予定）
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日：平成26年3月3日（予定）
- (8) 金銭を信託する日：平成26年3月3日（予定）
- (9) 信託の期間：平成26年3月3日（予定）から信託が終了する日まで（終了期日は定められておらず、本制度が続く限り本信託は継続します。）

3. 本制度のスキーム



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
 - ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本信託を設定します。
 - ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を取得します。
 - ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役及び監査役にポイントを付与します。
 - ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権は一律不行使とします。
 - ⑥ 本信託は、取締役及び監査役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。
- ※ 本信託は、公益財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会が、平成25年12月25日に公開した実務対応報告第30号に準じて会計処理します。

以 上